資料２-２

「人権問題に関する府民意識調査」を今後の人権施策に生かす

2010(平成22)年の「人権問題に関する府民意識調査」から見えてきた府民意識の現状や人権教育・啓発の課題を踏まえ、今後の取組のポイントを次のとおり整理しました。

府としては、市町村と役割分担しながら、これらの取組を通じて「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざしていきたいと考えています。

これまでの取組を踏まえた人権教育・啓発を

○人権学習により、忌避意識を弱め、解決に向けた将来展望が持てるよう、学習者の気付きを促し、行動に結び付けることをめざした教育・啓発を推進する。

・学校現場での人権教育の充実、教職員のスキルアップを図る。

・差別の現状に留まらず、課題解決の過程を具体的な事例を用いて示す。

・講義型に加え、参加・体験型の学習機会をさらに普及・定着させる。

　⇒参加・体験型の講座を複数市町村で実施する。＊

　⇒地域で活動する指導者の育成をめざす。

○人権に関する意識を高め、人権問題を自らのこととして受け止めることができるように教育・啓発の内容、手法を工夫する。

・子どもへの体罰、いじめ、虐待、ニート、引きこもりなど、身近な問題を内容に取り込む。

今後の取組のポイント

インフォーマルな差別的情報の影響を弱める、なくす工夫を

○インフォーマルな差別的情報の影響を受けないようにするために、早い時期から学校教育の中で正確な知識を伝える。また、幼少期における発達段階に応じた教育プログラムを検討する。

○子育て中の親に対する人権啓発の中でインフォーマルな差別的情報の影響力の強さを伝え、このような情報が広がることを防ぐ。

・子育て教室等の場の活用

・ＰＴＡを対象にした啓発

○差別的情報への気付きを促すとともに、課題解決に向けた将来展望が持てるような学習を推進する。

　・メディアリテラシーの向上に取り組む。

　・人権教育教材の活用を図る。

　　⇒差別につながる社会の常識、価値観への気づきを促す教材を作成し、体験講座及びファシリテーター・チャレンジ講座等での活用を図る。＊

今後の取組のポイント

『交流』『協働』の条件整備を

○「交流」「協働」の取組がさらに広がるよう、様々な人権問題について人々が交流し、共通の課題解決に取り組むよう支援する。

・公益法人やＮＰＯ等が行う先駆的事例を紹介する。

⇒府内外のコミュニティづくりの取組事例について情報収集し、府内市町村において、情報の共有を図る。＊

⇒行政職員向けにフィールドワーク等を実施する。＊

・アドバイザーの派遣を行う。＊

・既存の施設を活用した交流事業を推進する。

○コミュニティづくり以外での「交流」の機会として、マイノリティの立場に置かれている当事者の体験や考え方に直接触れ、人権問題を自らのことと受け止めることができる人権研修を推進する。

　　⇒講師リストを作成し、ニーズに応じた講師を紹介する。

今後の取組のポイント

同和問題における『逆差別』意識を払拭する取組を

○同和問題についての啓発においては、かつての特別措置法に基づく施策の必要性や成果、残された課題、及び現在は広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般対策を活用して課題解決に取り組んでいることを、継続的に、分かりやすく情報発信する。

○同和問題解決に向けた取組については、未だに特別措置法に基づく施策と誤解されるようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直す。

今後の取組のポイント

（注）＊は、府が実施中あるいは実施を予定している事業を示しています。